

茨木市市民総合センター 管理運営事業計画書

1. 管理運営の基本方針と意欲

【1-1】管理運営の基本方針

施設の性格、設置目的、業務内容、市の施策を踏まえ、管理運営業務を行っていく総合的な方針について記載してください。

茨木市市民総合センター（以下「当施設」という。）は、ホール、ギャラリー、会議室、学習室を備え、教育センターも入居するなど、多様な市民が訪れる場所です。

茨木市の文化芸術発展の基盤と体制の確立を願って発足した当財団は、これまで278回の公演を開催するなど、地域の文化振興に寄与して参りました。平成18年度からは、旧市民会館及び福祉文化会館の指定管理者に、平成21年度からは、市民総合センターの指定管理者として今日に至ります。

また、平成27年3月には、茨木市が市民文化の向上を図る指針として「文化振興ビジョン」が策定され、文化芸術活動を行う「場」としても、当施設の価値を益々向上させる必要があると考えます。

さらに、平成27年（2015年）6月に「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」が制定され、劇場等の運営者は質の高い事業の実施、専門的人材の育成、関係機関との連携・協力等を行うことが求められています。更に「文化芸術基本法」（平成29年（2017年））、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」（平成30年（2018年））が制定されるなど、文化芸術活動に対する条件整備や期待が高まっています。

一方で、新たに開館する文化・子育て複合施設「おにクル」と当施設とは、連携し補完しあう関係として、市民が主体となって輝く「育てる広場」が茨木市内に広がっていくよう、ともに取り組んでいく所存です。

また当施設では、例えば企業の会議などでの利用もあります。私たちは企業活動も芸術と同じ創造的活動ととらえ、サポートします。

以上を踏まえ当財団は、市民の声を運営の基本とし、これまで培った管理運営の知識・経験を活かし、文化芸術を身近に感じられる環境づくりや多種多様な企画を実施し、ホスピタリティの向上に努め、当施設全体の価値をさらに向上させ、より市民に親しまれる管理運営に取り組みます。

【1-2】管理運営を行う意欲

指定管理者に応募する動機、施設の効用を最大限に発揮させるための意欲を記述してください。

市中心部に位置する当施設は、様々な用途で利用しやすい中規模のホールを有しており、開館以来、市内芸術家・芸術団体等の公演や各種団体の講演会・研修会等が開催され、芸術文化の創造・発信の場、鑑賞の場、人々が集う場として市民生活に不可欠な文化芸術振興を中心とした拠点施設としての役割を果たしてきました。その過程において、当財団は、地域に根差した公益財団法人として、施設利用者に寄り添い、市・芸術家・芸術団体・大学とは、連携・協働により様々な公演等を企画・実施し、それらの実績や経験に基づいて築き上げた信頼関係があります。今後も、この信頼関係を維持・強化し、各連携・協働主体が当施設の内外で活動をより発展させるための伴走支援に取り組めます。

先述のとおり、当施設・当財団は、おにクル・おにクル指定管理者を、連携・協力し、相互に補完しながら共存するパートナーと捉えており、「ハレの場」であるおにクルでの発表を目標にしている芸術家・芸術団体・市民に当施設を「日常の活動の場」として利用していただく際には、要望に応じて、事業内容等に関する相談対応やおにクル・おにクル指定管理者へつなぐコーディネートの役割も果たします。なお、おにクル指定管理者との連携・協力につきましては、連携協定及び令和5年度末改定予定の茨木市文化振興ビジョンに基づき、役割を分担しながら市全体の芸術振興に努めてまいります。

当施設には教育センターが併設されているという特性を生かし、教育施策との連携により、不登校児童・生徒やひきこもりの子ども・若者を対象とした芸術体験と居場所づくりを兼ねた取り組みを引き続き実施します。また、福祉施策との連携事業として、障害のある人となない人がいっしょに芸術を体験する取り組みも実施していますが、公益財団法人として、このような社会からの孤立を防ぐ取り組みも積極的に推進し、芸術家・芸術団体・愛好者が集う芸術振興の拠点としてだけでなく、芸術を軸として様々な人々が集い、生きる糧や生きている実感が得られる拠点として当施設を運営します。

2. 管理運営を行う能力

【2-1】経営状況、財務規模
募集要項に記載の、貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書により、財務分析を行うため、記載は不要です。

【2-2】類似施設・事業の管理運営・実施実績			
類似施設または事業名	事業内容	実施場所(住所)	実績年数
茨木市福祉文化会館	指定管理者：平成18年4月～令和6年5月（閉館予定）	茨木市	17年
茨木市市民会館	指定管理者：平成18年4月～平成27年12月（閉館）	茨木市	9年
助成事業	令和3年度より、市内の芸術団体・個人に助成金を提供。	茨木市	3年
文化庁「劇場・音楽堂等機能強化総合事業」	文化庁の補助金を活用した舞台公演事業。 「エブリ・ブリリアント・シング」「ねこはしる」（令和元年度）	茨木市	1年

※類似施設、事業に該当するのは、〇〇事業、▲▲事業、□□事業または、それに類する事業(担当課記入)です。

※実績年数が長い順に上から記載してください。

3. 施設管理運営の考え方と方策

【3-1】従事者の雇用及び労働福祉の考え方		どちらかに○をつけてください	
(1) 現行職員のうち、意欲がある者については、継続雇用をする考えはありますか。		はい	いいえ
(2) 就職困難者(障害者、一人親家庭の父母、障害者、高齢者、失業者等)の雇用について以下のとおり回答してください。			
①【障害者の雇用について】		どちらかに○をつけてください	
ア 障害者雇用促進法が定める、障害者の法定雇用率について、対象事業主ですか。		はい	いいえ
イー1 【障害者の雇用義務がある事業者】 障害者雇用率について、法定雇用率は達成していますか。 ※ハローワークへの報告書の控えを提出してください。		はい	いいえ
イー2 【障害者の雇用義務がない事業者】 障害者を雇用していますか。(パートタイム等の短時間労働も可とする)		はい	いいえ
②「市内在住者の雇用」及び「障害者を除く就職困難者(一人親家庭の父母、高齢者、失業者等)の雇用」に対する具体的な考え方 や提案を記載してください。			
法令を遵守し、公正な採用選考を心掛けます。 【市内在住者の雇用】現在、職員28名の内、市内在住者24名(86%)です。当施設は一般避難所に指定されていることから、地震・ 台風等の自然災害時の不測の事態に備え、職員が参集しやすい構成といたします。 【就職困難者】採用は書類選考・面接を経て、人物本位で行い、家族構成・年齢が選考に影響することはありません。採用後も、 子の看護休暇(有給)・介護休暇(有給)の取得率も高く、ワーク・ライフ・バランスに配慮し、離職防止に努め ます。また、求人手段として、ハローワークでの求人情報提供を必須とし、失業者の求人情報確保に配慮します。 実績がある場合は、この1年間の雇用人数や雇用職種等の実績を、下記に記載してください。			
雇用人数	1名	主な 雇用職種	主な 就職困難事由
		受付及び一般事務	高齢者(65歳)
(3) 労働福祉の考え方			
「労働福祉の考え方チェックシート」別添参照①。			

【3-2】人員配置

(1) 配置する予定の人員の数、勤務体制、保有資格者等について、記載してください。(必要に応じて、図や表を挿入すること。)

① 配置人数

事務局	
事務局長	1 名
施設管理係	8 名
文化事業係	8 名
総務係	5 名

② 勤務体制

施設管理係・文化事業係：4 週 8 休制（シフト）勤務

勤務時間：午前 8 時 45 分～午後 5 時 15 分、午後 1 時 30 分～午後 10 時

③ 資格

防火管理講習修了者 12 名・衛生推進者 1 名（衛生管理者資格あり）

(2) 人員を安定的に配置するための、募集や採用方法について記載してください。

募集は、財団ホームページ、ハローワーク、一般財団法人地域創造及びネット TAM の公共ホール専用の求人サイトから行い、民間求人媒体も積極的に活用し、幅広く優れた人材確保に努めます。

【3-3】人材育成の考え方

指定後の研修実施予定について、研修名、研修内容、対象者等を、具体的に記載してください。

※自社主催の社内研修以外の、外部での研修への参加も評価対象としますので、必ず記入してください。

日常業務の育成（OJT）だけでなく、外部での研修機会を充実させます。

① 全国劇場・音楽堂等アートマネジメント研修会（主催：全国公立文化施設協会）

内容：日本国内の劇場・音楽堂等の活性化と地域の文化芸術の振興を目的とした、アートマネジメントに関する専門的研修

対象者：文化事業係員

② 近畿地域アートマネージメント・技術職員合同研修会（主催：全国公立文化施設協会）

内容：主に劇場・音楽堂等に勤務する若手職員を対象に、優れた自主事業を企画する能力の養成を図るため全国 7 ブロックで開催する研修

対象者：施設管理係員・文化事業係員

③ 「ステージラボ」（主催：一般財団法人地域創造）

内容：公立文化施設等の職員を対象とした、事業の企画制作、施設運営、地域との関わりなど、ホール、劇場等のソフト面の運営に欠くことのできない要素を体得するための研修

対象者：文化事業係員

④ 防火管理者取得講習会

内容：防火管理上必要な知識・技能を有するための研修（防火管理者の選任要件）

対象者：全職員

⑤ 接客研修

内容：民間業者の接客研修（接客マナーやコミュニケーション手法をその背景、目的から学ぶための研修）

対象者：全職員

⑥ 管理職研修

内容：民間業者の階層別研修（管理職に求められる後輩指導、業務改善のスキルを習得する研修）

対象者：管理職

⑦ 人権研修

内容：大阪府、茨木市や民間業者が開催する人権に係る各種研修

対象者：全職員

【3-4】設備の維持管理及び清掃・衛生管理の考え方

(1) 「施設設備の維持管理」及び「清掃や衛生管理」について具体的な取組内容について記載してください。

※要求水準書で定める取組に加えて、別の取組を実施する場合は、両者の違いが明確となるように記載してください。

法令を遵守し、安全管理や点検、施設内外のチェックを適宜行い、日常清掃、定期清掃、小規模な補修を行い、気持ちよく快適に何度も利用していただける環境を提供できる維持管理を行います。施設管理担当者は年間の保守点検予定表、委託業務仕様書等を作成し、維持管理業務を指揮し、点検には職員等が立ち会い状況を確認し、報告を受けます。

具体的には、

- ① 施設設備の維持管理は、電気・空調、舞台吊物・照明・音響のほか昇降機、電話など専門性を要するものは、専門業者へ委託し、常時良好な状態が維持できるように努めます。
- ② 施設設備の維持補修については、職員による維持管理のほか、定時の設備点検や日々の業務報告等を参考に、即時に対応すべきものの、年次計画により対応すべきものなどに区分し、市とも協議しながら対応します。
- ③ 市から貸与される備品等は、提供される備品リストを基に維持管理に努め、当財団が別に購入する什器備品は、台帳を作成し管理状況のチェックを行います。
- ④ 舞台設備の老朽・劣化が進んでいることから、各設備の点検結果を精査しその緊急性について市に提案・調整して、ホール利用者の舞台芸術表現が最大限に発揮できる施設となるよう維持管理に努めます。
- ⑤ 日常清掃・定期清掃は、主に開館前に委託業者が行い、アンケートの声を反映させたトイレの消臭にも配慮し、快適な環境の提供に努めます。

(2) 第三者への委託内容及び、業者の選考方法について記載してください。(第三者への委託を実施しない場合は、直営での運営が可能なる理由を記載してください。)

※要求水準書に記載のとおり、個々の業務は、市の承認を得ることで、委託が可能です。

専門のメーカーや業者でなければその設備や機器の性能が維持できないもの、保守が不可能なもの及び設備特有の機構を有している舞台機構、音響、照明等の設備、ピアノなど専門性、特殊性が高いものについては、性能維持、安全性やシステムの保全などの観点から製造業者もしくは設置業者や開発業者に委託します。

資格や免許が必要な高い専門性が求められる業務においてもそれらを有する企業を選定して委託します。

具体的には、

- ① 施設・設備や舞台関係業務は、市が行っている総合評価方式も参考に複数の業者による比較の方法で、単年度契約(システム契約等のリース契約は除く。)といたします。なお、施設の休館や廃止が想定できる場合は、解除条件を付した契約方法や解除条件を受け入れる業者を選定します。
- ② その他の委託は、複数の業者による見積もり合わせの方法で行います。
- ③ 業者の選定は、市指名登録業者の中から選定します。
- ④ 芸術文化施設であるので業者選定にあたっては、それに見合う質の高いサービスの提供ができるスタッフ教育がなされることを条件の一つとします。

【３－５】緊急時対策、安全管理

緊急時の対応マニュアルが整備状況や、災害等緊急時の訓練、連絡網の整備、防災・防犯のための点検体制、職員への意識の徹底などについて、記載してください。

※整備している場合、該当マニュアルや連絡網を提出してください。

日頃から劇場運営に関わる法律、法令を遵守し事故防止、さまざまなリスクがあることを考え未然防止策を講じます。

- ① 緊急時の対応については、職員は速やかに状況を確認、負傷者の援助・安全の確保等に努めます。
- ② 消防本部の指導を得て、年２回の消防訓練を実施します。施設管理係職員全員が、防火管理講習会を受講しており、訓練の担当者を入れ替わり行うことが可能です。職員のほか、関係団体、委託業者の参加を要請し、火災のほか地震、ＡＥＤの取り扱いも含めた応急手当なども随時取り入れたものとします。また、来館中の利用者にも参加協力を呼びかけ、職員だけでなく利用者とも一体となった災害時の対応能力向上に努めます。
- ③ 日々の施設管理には、モニターの活用や職員・警備員の巡回などにより利用者の安全確保に努めます。休日・夜間の対応は、職員、関係団体、委託業者を含めた緊急連絡網（別添参照②）を整備するとともに、電気設備について、関西電気保安協会と契約を結び、異常時には、関係職員に即時にメール配信がされます。
- ④ 館内には、避難経路図やＡＥＤ設置場所を掲示し、施設利用者の安全配慮に努めます。
- ⑤ 施設管理者賠償責任保険等に加入し、万が一の事故に備えます。
- ⑥ 台風、豪雨等の暴風警報・大雨警報等発令時の災害被害が予想される場合、利用者等の安全を確保するため、休館も含めた施設の利用制限をはじめとする危機管理体制について市と協議します。

【３－６】環境への配慮に関する考え方

環境への配慮についての方針、目標値、調達への配慮、職員研修、利用者に対する環境への配慮の促進などについて、記載してください。

「エコオフィスプランいばらき」に基づき環境への配慮に引き続き取り組みます。

- ① ごみの持ち帰りを呼びかけ、分別と減量化に努めます。
- ② 両面印刷や裏紙を使用するなど、用紙使用量の抑制に努めます。
- ③ 舞台照明や各施設の照明器具などのＬＥＤ化を計画的に推進し、冷暖房の適正設定などに努め、施設の電気、ガス、水道の節減に取り組みます。

【３－７】個人情報の保護及び情報公開

自団体や運営する類似施設において、個人情報取扱、情報公開に関するマニュアル等の整備状況や、職員研修、個人情報の管理方法（個人情報書類の保管場所や、データ管理のセキュリティ対策等）などについて、記載してください。

※整備している場合、該当マニュアルを提出してください。

- ① 個人情報保護及び情報公開については、関係法令や茨木市条例等に準じた情報公開規則を制定しており、今後も適正に取り扱います。
- ② 個人情報保護については、茨木市個人情報保護条例の遵守のほか当財団が策定した個人情報保護方針（別添参照③）をホームページに掲載し、施設利用者に周知するとともに、退職者を含む当財団職員や委託業者に対して個人情報の適正な管理の徹底を図ります。
- ③ 情報公開については、茨木市情報公開条例のほか一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、当財団の定款及び情報公開規則等に定める情報公開の取扱いに基づき積極的に開示します。
- ④ 取得する特定個人情報等については、財団の特定個人情報取扱内規に基づき、安全管理措置を行います。

【3－8】人権尊重への配慮に関する考え方

団体における人権尊重の考え方について示す指針等（人権に関する考え方を部分的に掲載しているものでも可）の整備状況や、当該指定管理施設における、人権尊重に関する考え方、職員研修、職員への周知方法などについて記載してください。

※整備している場合、該当する指針等を提出してください。

- ① 令和3年に「人権方針」（別添参照④）を定めています。
- ② 大阪府や市、茨木地区人権推進企業連絡会、茨木市人権センター等の研修の情報を職員にチラシ、メール等で提供し、参加を促します。

4 サービス向上の考え方と方策

【4－1】休日、開業時間

(1) 予定している開館日・開館時間を記載してください。

【参考】〇〇条例 開館日：月・水～日 開館時間：9：00～22：00

開館日

12月29日～翌1月3日（茨木市市民総合センター条例施行規則第8条に基づく日）及び年2回の臨時休館日（市長の承認が必要）を除く日

開館時間

9：00～22：00

(2) 休日、開業時間の設定の考え方を記載してください。

条例、規則に則り設定しています。

条例（年未年始）以外の休館日として、法定点検等のため、比較利用の少ない8月と翌年2月の各2日間、市の承認を得て臨時休館しますが、休館日を最小限にとどめ、施設の利用日を最大限に高めます。

【4－2】利用者ニーズや苦情の把握と対応について

(1) アンケート・その他ニーズを把握する取組を実施する場合は、その内容（対象者、項目、時期、回数等）について記載してください。

- ① 施設の運営管理については、施設利用者の他、館内にアンケート箱を設置し、常時ニーズの把握に努めます。要望が実行可能なものは迅速かつ誠意をもって対応します。
- ② 主催公演及び講座等については、開始前にアンケート用紙を配布し、終了時に回収します。その結果を集計、分析し、以後の事業の企画・立案等に活用します。
- ③ 当財団に対する意見・要望などは、ホームページの「お問い合わせ」を通じても対応します。
- ④ 施設管理業務の清掃・設備等及び舞台関係業務は業者に委託しますが、日報、月報等の報告、また日々の業務を通じてモニタリングを行い、業者の担当者と協議し、業務改善へ生かします。

(2) 苦情対応マニュアルの整備状況や、意見やアンケート結果を踏まえた対応についての考え方を記載してください。

※整備している場合、該当するマニュアル等を提出してください。

- ① 苦情・要望があった場合、市と連携・調整して迅速に対応するとともに、統一的な対応を図るためにその内容を正確に記録し、再発を防ぎ、利用者サービスの向上に努めます。
- ② 改善等のまとめは職員間で情報を共有し、共通認識が図れるようにします。
- ③ 苦情に関しては、来館者や地域住民など相手方の意向により、文書・電話等により回答します。その対応は、誠実・公平を常とし市民サービス向上の観点からとし、できる限り理解・納得が得られるよう努めます。
- ④ 職員は常に利用者から見られているという意識を持ち、恥ずかしくない対応がとれるよう教育を行ないます。

【４－３】利用促進・サービス向上及び経費削減等効率化の方策

(承認制利用料金を採用している場合)

(1) 予定している利用料金の額について、別紙に記載してください。

承認制利用料金を採用していません。

(2) 利用料金の設定に関する考え方を記載してください。

公共（市民）の利益と適切な維持管理の双方を勘案し、利用料金を設定します。

(3) 利用者（稼働率）目標値を記入してください。（目標設定する指標は、各施設所管課が定めます。）

年度 指標	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度
センターホール	72%	73%	74%	74%	75%
多目的ホール	59%	60%	61%	62%	63%
各会議室	66%	68%	70%	71%	72%

(4) 利用促進のための広報活動及び広報活動以外の取組について、上記目標設定も踏まえて、具体的に記載すること。

- ① ホームページに施設案内を掲示し、ホール・会議室の概要のほか、使用申込みや空き室状況等の情報を提供します。
- ② 令和6年の会議室等の配置転換後、ホームページの再リニューアル、施設パンフレットの改訂を行うなど、より分かりやすく使いやすくなるよう利用者の利便性の向上に努めます。
- ③ 使用申込みは、窓口以外にインターネットを通じた申し込みが可能であり、来館の手間を減じます。
- ④ インターネット環境のない方には、来館者用のパソコンを窓口に設置します。（希望者には職員がパソコン操作を説明します。）
- ⑤ 紙媒体（パンフレット・チラシ・ポスターの掲示）も活用し、デジタルとアナログの媒体を効果的に活用し、多様な市民の利用に繋がります。
- ⑥ ホールの本番利用では事前の打合せが必要になるため、その際に次回利用の有無を聞きとりリピーター獲得に努めます。
- ⑦ 「施設の魅力を伝える」ことを念頭に、SNSを活用し、発信します。

(5) 上記の他、利用者満足度を高めるためのサービス向上・経費削減等効率化の方策があれば記載して下さい。

- ① アンケート等による満足度やニーズの把握を収集し、さらなる改善を目指します。
- ② さらに使いやすい施設を目指し、ユニバーサルデザインの表示を増やします。
- ③ スタッフの適正配置による効率的で、コンパクトな運営体制を目指します。
- ④ 関係法令を遵守し、確実な点検業務を行います。異常や不具合などが発生発見された場合、要求水準書に従い対応します。
- ⑤ 損傷が小さいうちから予防的に修繕を実施することで設備機能の保持を行い、修繕にかかる費用の削減に努めます。

【４－４】各指定管理事業の具体的な方策について

各指定管理事業について、考え方や具体的な方策を記述してください。

当施設の条例、条例施行規則、管理に関する基本協定書、要求水準書に記載されている個々の業務内容を確実に履行します。

最も重要な利用者満足度の向上につきましては、これまでの経験やノウハウに固執するのではなく、社会の変化とともに多様化・高度化する利用者ニーズに柔軟に対応することが重要であると認識しています。そのため、利用者の声や情報通信技術を含めた時代の潮流に敏感で、広い視野を持ち、新たな課題に柔軟に対応できる職員の育成・体制づくりに努めます。

施設の維持管理につきましては、老朽化が進行していることから、設備の不具合により利用者に不便をかけることがないよう、大規模修繕についても積極的に市に提案してまいります。また、施設の魅力向上や利用者満足度の向上につながる敷地内空間の有効活用方法についても積極的に市に提案してまいります。

管理運営経費につきましては、近年の電気・ガスの料金高騰により経費が大幅に増加していることから、利用者の理解と協力を得ながら、使用料の削減に努めます。

さらに、当施設の管理運営に注力するだけでなく、新施設におきとも定期的に情報共有を行い、連携・協議しながら、相互の施設の魅力向上及び利用者満足度の向上に努めます。

【4—5】自主事業の実施計画

(1) 自主事業の具体的な内容を記載してください。

1	事業名	舞台芸術公演事業（音芸協コンサート）	参加費	一般3,000円他
	実施時期	1月頃	実施年度	各年度
	対象者	主に音楽に興味のある市民	対象人数	250人／年度
	目的と概要	市民が、クラシック音楽を中心に多様な表現に触れることを目的とする。 茨木市音楽芸術協会と共同して企画運営するクラシックコンサート		
2	事業名	舞台芸術公演事業（クオリア エキサイティング クラシックコンサート）	参加費	一般2,000円他
	実施時期	9月頃	実施年度	各年度
	対象者	主に音楽に興味のある市民	対象人数	200人／年度
	目的と概要	市民が新しいアーティストと出会う機会および若手アーティストを育成する場の提供を目的とする。 クオリア音楽コンクール大賞受賞者とトップアーティストが室内楽で共演するコンサート。 共同主催：conbrio クオリア音楽コンクール実行委員会		
3	事業名	舞台芸術公演事業（ワンコインコンサート）	参加費	500円
	実施時期	年2回	実施年度	各年度
	対象者	主に音楽に興味のある市民	対象人数	500人／年度
	目的と概要	市民が気軽に音楽芸術に触れられる環境の提供を目的とする。 クラシック音楽コンサートの約束事を知らなくても楽しめるコンサート。		
4	事業名	舞台芸術公演事業（いばらき×立命館 芸術振興プロジェクト）	参加費	0円～2,000円程度
	実施時期	通年	実施年度	各年度
	対象者	主に音楽に興味のある市民	対象人数	1,500人
	目的と概要	市内様々な場所で、音楽芸術とアーティストに気軽に近づくことができる場を作ることを目的とする。 立命館大学、茨木市、茨木市文化振興財団が実行委員会を組んで開催するコンサートシリーズ。		
5	事業名	舞台芸術公演事業（バリアフリーコンサート）	参加費	一般2,000円他
	実施時期	9月頃	実施年度	各年度
	対象者	障害者と家族、その他	対象人数	200人／年度
	目的と概要	障害のある方が鑑賞しやすいように工夫する。 クラシック音楽をベースに多様な音楽を送るコンサート。		
6	事業名	舞台芸術公演事業（演劇、ダンスなど）	参加費	500円～4,000円程度
	実施時期	未定	実施年度	各年度
	対象者	市民全般	対象人数	800人／年度
	目的と概要	国内外で活躍するようなトップアーティストに触れられる場を提供することを目的とする。 演劇、ダンス、音楽公演など。		
7	事業名	舞台芸術公演事業（ベビー&キッズプロジェクト）	参加費	0円～2,000円程度
	実施時期	通年	実施年度	各年度
	対象者	子どもとその保護者	対象人数	1,200人／年度
	目的と概要	乳幼児を含めた子どもと保護者が芸術に触れる環境の提供。 ダンス、演劇、音楽、美術などジャンルにとらわれない芸術体験の場。		

	8	事業名	舞台芸術公演事業（上方落語五流派競演会）	参加費	一般4,000円他
		実施時期	6月頃	実施年度	各年度
		対象者	落語を愛好する市民	対象人数	400人／年度
		目的と概要	流派による違いも楽しめる落語会 上方落語五大門下の各代表演者による競演会。		
	9	事業名	舞台芸術公演事業（茨木市新人演奏会）	参加費	0円
		実施時期	5月頃	実施年度	各年度
		対象者	主に音楽に興味のある市民	対象人数	150人／年度
		目的と概要	若手演奏家の育成。 音楽系大学を卒業したばかりの、茨木市にゆかりのある若き演奏家たちによる演奏会。		
	10	事業名	地域交流公演事業（おでかけアーティスト）	参加費	0円～1,000円程度
		実施時期	通年	実施年度	各年度
		対象者	市民全般	対象人数	1,000人／年度
		目的と概要	日常生活に近いところで芸術に触れられる環境を提供することを目的とする。 公園やショッピングモール、学校などを会場とした公演事業。		
	11	事業名	地域交流公演事業（音楽配達便）	参加費	0円
		実施時期	通年	実施年度	各年度
		対象者	介護福祉施設等の入居者ほか	対象人数	20～30施設
		目的と概要	施設からの外出が難しい方に対し、芸術に触れられる環境を提供することを目的とする。 茨木市音楽芸術文化協会による介護福祉施設などを会場とした公演事業。		
	12	事業名	学習・体験事業（いばらきオペラ亭）	参加費	0円～3,000円程度
		実施時期	年3回	実施年度	各年度
		対象者	主に音楽に興味のある市民	対象人数	600人／年度
		目的と概要	オペラに対する敷居を下げ、平易に触れてもらうことを目的とする。 解説とナレーションで構成するオペラハイライト。共同主催・制作：茨木市音楽芸術協会		
	13	事業名	学習・体験事業（邦楽サロン）	参加費	一般1,500円
		実施時期	年4回	実施年度	各年度
		対象者	主に邦楽に興味のある市民	対象人数	160人／年度
		目的と概要	平易に邦楽に触れてもらうことを目的とする。 邦楽の講義、演奏鑑賞、楽器体験を含めた講座。子ども対象の体験講座も開催。		
	14	事業名	学習・体験事業（伝統芸能）	参加費	500円～
		実施時期	未定	実施年度	各年度
		対象者	主に伝統芸能に興味のある市民	対象人数	
		目的と概要	能、狂言など伝統芸能に触れる機会を作ることを目的とする。 伝統芸能の講座やワークショップ、鑑賞会など。		
	15	事業名	学習・体験事業（大衆芸能）	参加費	500円～
		実施時期	未定	実施年度	各年度
		対象者	主に大衆芸能に興味のある市民	対象人数	600人／年度
		目的と概要	落語など大衆芸能に触れる機会を作ることを目的とする。 大衆芸能の講座やワークショップ、鑑賞会など。		

	16	事業名	学習・体験事業（アートのある場所）	参加費	0円～
		実施時期	通年	実施年度	各年度
		対象者	子どもと保護者	対象人数	400人／年度
		目的と概要	アートを介した子どもの居場所作りを目的とする。 自由にアート体験ができる場所。		
	17	事業名	学習・体験事業（IBARAKI ART SESSION）	参加費	0円～
		実施時期	未定	実施年度	各年度
		対象者	主に芸術に興味のある市民	対象人数	200人／年度
		目的と概要	若手芸術家の発掘および育成を目的とする。 ジャンルの枠を意識せず新たなアート、新たなアーティストを発掘し育てる。		
	18	事業名	学習・体験事業（バレエへの誘い）	参加費	一般3,000円他
		実施時期	年1回	実施年度	各年度
		対象者	主にバレエに興味のある市民	対象人数	700人／年度
		目的と概要	バレエに対する敷居を下げ、平易に触れてもらうことを目的とする。 解説とナレーションで構成するバレエハイライト。		
	19	事業名	学習・体験事業（インクルージョン）	参加費	500円～
		実施時期	未定	実施年度	各年度
		対象者	表現に興味のある市民	対象人数	80人／年
		目的と概要	障害のある人もない人もいっしょに創作活動を行う場を作ることを目的とする。 ワークショップや発表会など。		
	20	事業名	学習・体験事業（表現）	参加費	500円～
		実施時期	未定	実施年度	各年度
		対象者	表現に興味のある市民	対象人数	60人／年
		目的と概要	演劇、朗読、歌唱など表現力を磨く場を作ることを目的とする。 講座やワークショップなど。		
	21	事業名	学習・体験事業（部活）	参加費	500円～
		実施時期	未定	実施年度	各年度
		対象者	何かやりたい市民	対象人数	20人／年
		目的と概要	市民が主体となって企画運営する場を作ることを目的とする。 市民がやりたいことをどう実現するか、ともに考えやってみる。		
	22	事業名	助成事業	参加費	0円
		実施時期	通年	実施年度	各年度
		対象者	市内に拠点を置く芸術団体・個人	対象人数	10団体（個人）程度
		目的と概要	茨木市内の芸術活動の活性化を目的とする。 茨木市内の芸術団体（芸術家）の公演等事業に対し助成金を提供し、必要に応じて助言して支援する。		
	23	事業名	共催事業	参加費	—
		実施時期	通年	実施年度	—
		対象者	—	対象人数	—
		目的と概要	茨木市民の文化振興に資する取り組みを共催することで、当該事業の実施を支援する。		

		24	事業名	後援事業	参加費	—
			実施時期	通年	実施年度	—
			対象者	—	対象人数	—
			目的と概要	茨木市民の文化振興に資する取り組みを後援することで、当該事業の実施を支援する。		

※ 適宜事業番号及び表を追加してください。

※ 指定後に上記の事業を実施する場合は、事前に市の承認が必要です。

5. 収支計画

【5—1】指定管理料の見積もり額	収支計画書で採点します。
【5—2】収支計画	